必要書類一覧及び書類作成時の留意事項

① 指定申請に係る必要書類一覧表

まずは、必要書類を一覧表により、確認してください。書類が整いましたら、電子申請届出システムにて申請ください。

また、書類作成の際は、「.指定申請書類の様式」、「申請書類記載例・作成例」を必ずご参照してください。

※必要書類以外に送付された書類等については、本市側にて廃棄させていただきます。

② チェックリスト

チェックリストにより、書類が整っているか等自己点検をしてください。

③同一住所で2サービス以上の事業を行う場合

複数サービスを行う場合の留意事項を掲載していますので、ご参照ください。

- ◆申請前には、法令·基準·解釈通知等を必ずご確認ください。(インターネット等で検索できます)
- ○介護保険法
- ○介護保険法施行令
- ○介護保険法施行規則
- ◎居宅サービス
- ・川崎市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ◎介護予防サービス
- ・川崎市指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護 予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- ◎地域密着型サービス
- ・川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ◎介護予防地域密着型サービス
- ・川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- ○訪問介護・介護予防訪問介護の基準条例について(下線部分については、各サービスごと)
- ◎居宅介護支援
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
- ◎その他介護報酬関係の基準・解釈基準など

① 複合型サービス指定申請に係る必要書類一覧表

No	書類	様 式
(1)	介護サービス事業者指定(許可)申請書	第1号様式
2	申請者 (開設者) の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本 (郵送)	
3	賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原	
	本(登記事項証明書の場合郵送)	
4	病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は届出書の写し	病院や診療所で行う場合
5	建築物等に係る関係法令確認書	
(6)	複合型サービス事業者の記入事項(付表25)	第1号様式(付表25)
7	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	指定申請書類様式にある勤 務形態一覧表を使用してく ださい。
8	開設者の経歴書	
9	管理者経歴書	指定申請書類様式を参照。
10	事業所の平面図	指定申請書類様式を参照。(發
		築図面でも可)
11	事業所の写真	
12	運営規程(料金表含む)	
13	利用料金表、宿泊費、食費の積算根拠がわかるもの	
14	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	指定申請書類様式を参照。
15	協力医療機関(協力歯科医療機関を含む)との契約の内容	
16	介護老人福祉施設等との連携体制の概要	
17	法人代表者等誓約書	指定申請書類様式を参照。
18	運営推進会議の構成員名簿	
(19)	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	3. 加算届に掲載されている様式を使用してくださ
20	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	い。加算を算定しない場合
21	チェック表及び誓約書等の添付書類【加算を算定する場合のみ】	も No19、20 は提出が必要で す。
22	返信用封筒 (A4封筒と長形3号封筒に切手貼付) (郵送)	
23	老人居宅生活支援事業開始届	
24	書類の外部提供についての同意書	
	【管理者が看護師または保健師である場合のみ】	
25	新規申請にかかるチェック表及び誓約書	指定申請書類様式にあるチ
		エック表及び誓約書を使用
		してください

吸収合併(分割)及び新設合併(分割)による事業承継の場合は

№1,2,19,20,22 及び合併 (分割) 契約書

- ※ 再付番(既に指定を受けているが事業所番号のみ変更が必要な場合)の場合は №1,3,6,7,10,11,12,18,19,20,21,22,25
- ※ 指定申請に係る必要書類を確認した上で、上記の一覧表に掲載されていない書類を提出していただく場合があります。
- ※ Noに()がついている書類については、電子申請届出システムに入力することで自動出力されます。

②複合型サービス申請書類チェックリスト

提出書類			
チェック項目	チェック内容	備考	
介護サービス事業	者指定(許可)申請書(第1号様式)		
申請欄	□ 申請者の住所、氏名が登記簿謄本と完全に一致している。		
申請者	□ 名称、主たる事務所の所在地が登記簿謄本の商号、本店の住所		
	と完全に一致している。	は郵便物が届かない場合は、	
	□ 法人の電話番号、FAX番号を記載している。	アパート名や部屋番号などを	
	□ 法人の種類、法人の所轄庁を記載している。(有限会社、合同会	記載してください。	
	社などの場合は、空欄で可)	※電話番号、FAX番号の記載	
		間違いに注意してください。	
事業所又は施設	□ 所在地は、登記簿や賃貸借契約書の住所と一致している。	※申請書の事業所名で指定を行	
	□ 電話番号・FAX番号を記載している。	うため、スペースの有無等を	
	□ 付表や運営規程の事業所名と一致している。	確認してください。	
同一所在地内に	□ 申請するサービスの実施事業欄に「◎」が記載されている。		
おいて行う事業	□ 指定介護予防サービスを行う場合、実施事業欄に「◎」を記載		
又は施設の種類	している。		
	□ 既に同一事業所名、同一所在地で指定を受けている事業がある		
	場合は、実施事業欄に「○」と記載し、指定(許可)年月日欄に		
	指定を受けた日付を記載している。また、介護保険事業所番号欄		
	に既に指定を受けている事業所の事業所番号を記載している。		
申請者(開設者)	の定款登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本(郵送)		
	□ 登記簿謄本は発行日から3ヶ月以内の原本である。		
	□ 法人登記簿謄本の目的欄に申請するサービスが位置付けられ		
	ている。		
※定款について 所管庁の認可が必要な場合など時間がかかる場合があります。変更が済んでいない場合、介 護保険事業者としての指定が受けられないので、あらかじめ所管庁に確認してください。			
【病院又は診療所	「内で行う場合」病院の使用許可証、診療所の使用許可証又は	は届出書の写し	
	□ 病院や診療所で行う場合、使用許可証の写しを添付してい	※医療みなしの訪問看護は不	
	る。	要です。	
建築物等に係る関	原法令確認書		
	□ 建築基準法 (川崎市まちづくり局建築審査課)・消防法等につ	※確認した内容を申請者が記	
	いて、関係所管に確認した内容や指摘を受けた内容等を記載して	載してください。(相手方に	
	いる。	記載を依頼するものではあ	
	□ 必要手続きや届出を行った場合は、その関連書類(設置届出書	りません)	
	や検査済証等)の写しを添付している。		

賃貸借契約書の写	し又は建物の登記簿の謄本(登記事項証明書)の原本	
(登記事項証明書	の場合郵送)	
	□ 申請する事業所が賃貸の場合は賃貸借契約書、自社所有の場合	
	は建物の登記簿謄本を添付している。	
	□ 賃貸借契約の場合、契約は申請法人名義で行われている。	
	□ 建物の使用目的が住宅や居宅となっている場合は、貸し主から	
	事業の用途で使用することについて同意を得ていることが確認	
	できる書類の写しを補足添付している。	
複合型サービス事	5業所の記載事項(付表25)	
事業所	□ 申請書に記載した事業所名称、所在地と一致している。	※電話番号、FAX番号の記載
	□ 電話番号、FAX番号を記載している。	間違いに注意してください。
申請に係る事業の実	□ 定款等の事業目的欄を確認して条、項及び号を記載している。	
施について定めてあ		
る定款等の条項		
管理者	□ 管理者以外の職務を兼務する場合、兼務する職種を記載してい	※人員基準を確認してください。
	る。	
	□ 同一敷地内の他の事業所の職務を兼務する場合、事業所又は施	
	設の名称、兼務する職種及び勤務時間(週あたりの勤務時間)を	
	記載している。	
併設事業所の種別・名	□ 事業所が他の事業所を併設している場合、当該併設事業所のサ	
称・事業所番号	ービス種別、名称、事業所番号を記載している。	
従業者	□ 勤務形態一覧表、運営規程の員数と一致している。	
建物構造概要	□ 記載内容が、建築概要書、平面図等の数値と一致している。	
主な掲示事項	(営業日)	
	口 「365日」と記載している。	
	(営業時間)	
	□ 通いと宿泊について、営業時間は事業所が開いている時間を記	
	載している。	
	ロ 訪問について、「随時」と記載している。	
	(利用料)	
	口 法定代理受領分と法定代理受領分以外の欄に「介護報酬告示上	
	の額」と記載している。	
	(食事の提供に要する費用)	
	□ 食事の提供に要する費用は、「運営規程のとおり」と記載して	
	いる。	
	(通常の事業の実施地域)	
	□ 通常の事業の実施地域は運営規程と一致している。	
運営推進会議の有無	口 「有」に〇をしている。	

従業者の勤務体制]及び勤務形態一覧表	
サービス種類	□ 介護予防地域密着型サービスも併せて行う場合、両サービス名	
	を記載している。	
勤務形態	□ 職種に応じた資格が記載されている。	
第1週~第4週	□ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数(4週間分)を記載	
	している。	
	□ 記載された勤務時間が雇用契約書や労働条件通知書に記載さ	
	れた雇用条件(勤務日、勤務時間、勤務場所及び職務内容等)と	
	整合が取れている。	
	□ 常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間は、32時間以上	
	となっている。	
	□ 曜日を正しく記載している。	
	□ 氏名は雇用契約書や資格証のものと一致している。	※職員の氏名を記載する際は、
	□ 同一事業所内の他の職務や同一敷地内の他の事業所の職務を	「高と髙、崎と﨑、恵と惠」
	兼務する場合、それぞれの職務に係る就業時間を按分して記載し	などに注意してください。
	ている。(ダブルカウントはできません。)	
	□ 「通い・訪問」と宿泊は2行に分けて記載する。	
	□ 宿直を行う職員は、「宿」と記載する。	
	□ 訪問の時間は、通いの欄内の時間に含まれている。	
	(人員配置)	
	□ 常勤の管理者を配置している。	
	□ 介護支援専門員を配置している。	
	□ 介護従事者は1人以上の常勤職員を配置している。	
	□ 介護従事者のうち1以上の者は、常勤の保健師または看護師を	
	配置している。	
	□ 介護従業者のうち常勤換算で2.5以上の者は、看護職員(保	
	健師・看護師又は准看護師)を配置している。	
	□ 介護従事者を常勤換算で、日勤時間帯に通いサービスの利用者	
	3人に対し1人以上の配置をしている。	
	□ 訪問サービスの提供のために、介護従事者を常勤換算で1名以	
	上配置している。	
	□ 夜勤にあたる介護従事者を1以上、宿直勤務にあたる介護従業	
	者を1以上配置している。	
開設者の経歴書		
主な職歴等	□ 指定予定月の前月までの職歴等を記載している。	
	□ 介護関係の職歴については、開設法人名及び事業所名を記載し	
	ている。	
指定(変更)後	□ 今回指定を受ける予定の事業について記載している。	
に従事する職務		

管理者経歴書		
主な職歴等	□ 指定予定月の前月までの職歴等を記載している。	
	□ 介護関係の職歴については、開設法人名及び事業所名を記載し	
	ている。	
指定(変更)後	□ 今回指定を受ける予定の事業について記載している。	
に従事する職務	□ 管理者以外の職務を兼務する場合、「管理者兼○○」のように	
	記載している。	
施設の平面図		
	□ 各室の用途、寸法、縮尺を正確に記載している。	
	□ 洗面台、手洗い場、トイレの位置及びキッチンの形状がわかる	
	ように記載されている。	
	□ テーブル、イス、ソファ等の備品の配置を明示している。	
	□ 事務室、鍵つきの書庫を記載している。	
	□ 同一敷地内で他のサービス(例えば、認知症対応型通所介護等)	
	を行う場合、事業毎に専用のスペース (専用の机でも可) を設け	
	る必要があるが、図面にどの部屋・机がどの事業のものであるか	
	明記している。	
	□ 写真を撮った方向を矢印にて記載し、写真と対応した番号を振	
	っている。	
	□ 個室以外の宿泊室がある場合は、配置が記載されている。 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	
事業所の写真		
ず未別の子兵	□ 写真は、A4の Word 書式に挿入するなどしてまとめ、平面図	
	と対応した番号を振り、どの写真かを横に明記している。(「事務	
	室」など)(※カラープリンターによる印刷も可)	
	□ 写真のサイズはA4の紙に4枚程度入る大きさにしている。	
	<以下の写真を添付している>	 ※各室の様子が分かるよう必
	□建物の外観(全景)	要に応じ、方向を変えて複数
	□事業所の出入り口部分	枚撮影してください。
	□事務室(机・椅子等必要な備品を写したもの)	
	□居間、食堂(テーブル・椅子・ベッド等必要な備品を配置し、	
	部屋全体の様子がわかるように多方向から写したもの)	
	□台所、トイレ、浴室	
	□宿泊室(個室以外の宿泊室を設ける場合は、プライバシー確保	
	を確認できる写真を複数の角度から撮影)	
	□消火器等の消火設備	
運営規程		1
	(事業の目的及び運営方針)	
	□記載している。	
	(従業者の職種、員数及び職務内容)	
	□職種ごとに常勤、非常勤の別、専従、兼務の別と員数を記載し	
	ている。(複数単位を設定する場合は、単位毎に記載すること)	
	(営業日及び営業時間)	
	口営業日は「365日」としている。	

	ロヴゃは明は、「ダン・「ウン・マンはてごお」、「計明・は「の	
	口営業時間は、「通い」「宿泊」で分けて記載し、「訪問」は「2	
	4時間」と記載している。	
	(指定複合型サービスの登録定員並びに通いサービス及び宿泊サ	
	ービスの利用定員)	
	□「登録定員」、「通い」、「宿泊」がわかりやすく記載されている。	
	(指定複合型サービスの内容及び利用料その他の費用の額)	
	□介護保険利用料や宿泊費用などがわかりやすく記載されてい	
	る。	
	□介護保険利用料以外で徴収するその他の費用(実施地域を越え	
	た場合の交通費・食費・おむつ代等)も記載している。	
	(通常の事業の実施地域)	
	□通常の事業の実施地域が市町村の一部地域とする場合、当該一	
	部地域の具体的な範囲を明示している。	
	(例:川崎区宮本町)	
	(サービス利用に当たっての留意事項)	
	□記載している。	
	(緊急時等における対応方法)	
	口記載している。	
	(非常災害時対策)	
	□非常災害に関する具体的計画が記載されている。	
	(その他運営に関する重要事項)	
	□採用時研修、継続研修の頻度、従業者(従業者であったもの)	
	の守秘義務について記載している。	
	(共通)	
	□附則の施行日は事業開始予定日を記載している。	
利用料金表、宿泊	費、食費の積算根拠がわかるもの	
(料金表)	□介護保険利用料以外で徴収する費用も料金表に記載している。	
	□利用者負担額は、料金表作成例にある「*利用者負担額(1割)	
	の算出方法」を参考にして計算している。	
(宿泊費の積算根	□光熱水費や管理費など、項目ごとに積算根拠が示されている。	
拠がわかるもの)	□入居時の費用について、項目ごとに積算根拠が示されている。	
(食材費の積算根	□食費について、積算根拠が示されている。	
拠がわかるもの)	□外部事業者により食事を提供する(お弁当等)場合は、見積書等	
	の食費の根拠のわかる書類の写しを添付している。	
利用者からの苦情	を処理するために講ずる措置の概要	
	□ 苦情等に対応する担当者名、職種を記載している。	川崎市苦情窓口
	□ その他参考事項には、苦情が出ないための具体的な方策を記載	各区役所高齢・障害者課
	している。	国保連苦情窓口
		045 - 329 - 3447
		 ※ 作成にあたっては
		本市ホームページ
		-新規事業者指定
		- <u>申請書類記載例・</u>
		作成例参照のこと

協力医療機関との	契約の内容	
	□ 緊急時等に対応してもらう旨の契約書の写しを添付している。	
	□ 医療機関の名称、代表者名及び住所が記載され、押印があるも	
	のである。	
介護保険福祉施設	は等との連携体制の概要	
	□ 入居中のサービス確保及び退去者に対する支援体制の内容等	
	を取り交わした協定書若しくは契約書の写しを添付している。	
法人代表者等誓約]書	
	□ 申請者の住所、氏名は、申請書(第1号様式)の住所、氏名(法	
	人名、代表者名)と一致している。	
運営推進会議の構	F成員	
	□ 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業所が	※指定申請時においては、決ま
	所在する地域包括支援センターの職員等を構成員に加えている。	っている範囲内で記入してくだ
		さい。
介護給付費算定に	係る体制等に関する届出書	
	□ 申請者の住所、氏名は、申請書(第1号様式)の住所、氏名(法	※加算を算定しない場合であ
	人名、代表者名)と一致している。	っても作成してください。
	□ 提供するサービスの実施事業欄に「○」を記載し、異動年月日	
	欄に事業開始予定年月日を記載している。	
介護給費算定に係	· 《る体制等状況一覧表	
	□ 記載担当者の職名及び氏名、連絡先電話番号を記載している。	※加算を算定しない場合であ
	□ 提供サービス、施設等の区分、その他該当する体制等、割引、	っても作成してください。
	地域区分のそれぞれの欄の該当箇所の番号を「○」で囲んでいる。	※申請するサービスが掲載さ
	□ 加算を算定しない場合は「なし」に○を記載している。	れているページのみ、ご持参
		ください
チェック表及び誓	「約書等の添付書類【加算を算定する場合のみ】	
	□ 法人名、法人代表者の職及び氏名を記載している。	※添付書類にもれはないか確
	□ チェック表項目(算定要件)のチェックを行っている。	認してください。
返信用封筒(郵送	()	
	□ A4封筒に250円分の切手を貼っている。	※送付先は原則事業所として
	(※同じ事業所番号でサービス追加の場合は140円分の切手)	ください。
	□ 長形3号封筒に84円分の切手を貼っている。	
	□ 返信先の郵便番号、住所、事業所名を記載している。	
老人居宅生活支援	事業開始届	
	□記入例	
	https://www.city.kawasaki.jp/350/cmsfiles/contents/0000	
	021/21013/3-2-7. pdf	
新規申請にかかる	チェック表及び誓約書	
	□申請者の住所、氏名は、申請書(第1号様式)の住所、氏名(法	
	人名、代表者名)と一致している。	
	□チェック項目をすべて満たしている。	

③同一敷地内で2サービス以上の事業を行う場合

1 事業所名称と事業所番号について

「事業所の名称」と指定の際に付番される「事業所番号」はリンクしています。

(1) サービスごとに異なる事業所名称をつけたい場合

例: 訪問介護事業…○○ホームヘルパーセンター 居宅介護支援事業…○○ケアセンター

・事業所番号は別になります。

・申請は、それぞれのサービスごとに行うことになります。(申請書、定款の写し、登記事項証明書の原本、図面、写真、決算書、 保険証書の写し等もそれぞれ用意してください。)

(2) 事業所番号を統一したい場合

・事業所名称を統一してください。

・申請は、1つにまとめてください。

(申請書、定款の写し、登記事項証明書の原本、図面、写真、決算書、 保険証書の写し等は、事業所共通書類として1部あれば、結構です。)

- 事業所番号は、介護報酬の請求を行う場合にも必要となります。請求事務のことも考えた上で、事業所番号を別にするか同じにするかを事業所で検討してください。
- 名称に特に決まりはありません。事業所でお考えください。
- ただし、既に使用されている名称は、利用者等に混乱が生じやすいので、避けてください (特に同一市区町村内にある場合)。
- 既に名称が使用されているか否かは、かながわ福祉情報コミュニティー (https://www.rakuraku.or.jp) の「事業者情報」等で調べてください。

2 事務室の配置について

○ 事務室は共通で使用できますが、サービスごとに専用の事務スペースが必要です。机をサービスごとに明確に分けてください。図面に机のレイアウトを記載し、どの机がどのサービス用なのかが分かるように記載してください。